平成 27 年度

全国中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究

報告書

＜概要版＞

平成 28 年 3 月

一般社団法人　日本公園緑地協会

1. 調査の目的

一般社団法人日本公園緑地協会では、自主研究の一環として、全国の中核市等に準ずる都市の公園緑地行政に関わる課題や問題意識、情報ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施している。目的は、要望の高い特定テーマに関して現状や取り組みについて調査を実施し、調査結果を各都市にフィードバックすることにより、各都市の公園緑地行政への活用を図ることである。

本年度調査を行った公園行政に関わる特定テーマは以下のとおりである。

Ⅰ.　開発行為に伴い設置された小規模公園の現状と新たな取り組み

目的：メリットとデメリットを把握し、再整備などの新たな手法を提案する。

Ⅱ.　都市公園の維持管理に関わる体制・予算・業務内容の実態

目的：維持管理に係る実態を把握し、望まれる今後の対応を提案する。

2. アンケート調査の実施概要

アンケート調査実施概要は以下の通りである。

（１）　アンケート調査対象都市

本調査は、中核市、旧特例市、県庁所在都市、東京都２３区に該当する１１０都市に対し、アンケート調査票を送付した。

（２）　調査年月日

平成２７年９月７日から平成２７年１０月末日

（３）　アンケート回答状況

アンケート回答状況は以下の通りである。

○回 答 都 市：６６都市（Ⅰ：６５都市、Ⅱ：６５都市）

＜内訳＞

中　核　市：２６都市	旧 特 例 市：２６都市
県 庁 所 在 地：１都市＊	東 京 ２ ３ 区：１３都市

＊中核市・旧特例市で県庁所在地の場合は中核市・旧特例市でカウント

○回　答　率：６０％

3. 検討会の開催

第１回　開発公園による小規模公園の現状と新たな取組に関する検討会

第２回　都市公園の維持管理にかかわる体制・予算・業務内容等に関する検討会

第３回　課題解決に向けた方向性の検討会

Ⅰ．開発行為に伴い設置された小規模公園の現状と新たな取り組みに関する調査

1．調査結果の概要

（１）開発公園条例等の現状について

開発行為に伴い設置され提供された小規模公園（以下、「開発公園」という）については、多くの都市において、公園面積確保の手段としてのメリットより、維持管理上の問題というデメリットを感じる都市が増えている。制度的には、都市計画法で定める最低面積より広い面積を条例等で定める都市も多い。また、開発公園以外の仕組みが望ましいと考える都市が増えている。

・**開発公園の面積基準**：開発公園の面積基準については、条例や要綱、手引き等により、都市計画法で定める面積（0.3ha で 3%以上）より最低面積を広く設定している都市も多く、条例で最低面積を 500 ㎡とする事例もある。

・**開発公園の提供状況**：開発公園の提供状況は、年度による増減はあるが、継続的に提供されており、過去 10 年間の提供公園数は 1 都市平均 32.1 カ所/都市、平均面積 464 ㎡/公園である。

・**開発公園の課題**：開発公園については、公園面積を増やす手段として有効とする都市より、狭小公園の増加による維持管理上の問題を指摘する都市が 4 分の 3 にのぼっている。

・**開発公園についての意見**：開発公園制度については、至近に類似公園がある場合は「開発公園」以外の仕組みが望ましいと考える都市が多い。

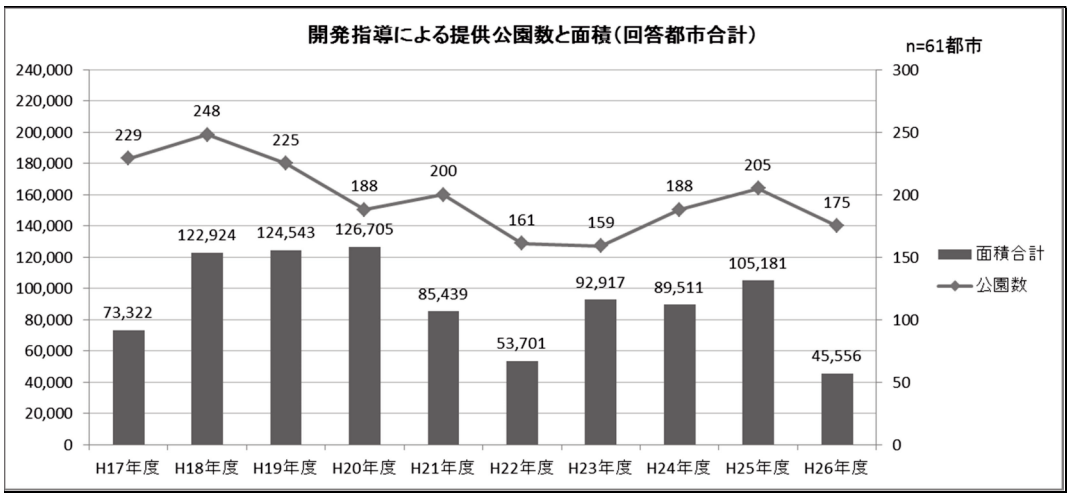

図Ⅰ-1　開発指導による提供公園数と面積（回答都市合計）※年度別の有効回答は 61 都市

表Ⅰ-1　過去 10 年間の開発公園数合計と全体面積、平均面積

	開発公園数	開発公園面積	1 カ所あたり面積
合計（62 都市）	1,988 公園	921,908 ㎡	464 ㎡/公園
1 都市平均(10 年間)	32.1 公園	14,870 ㎡	3.2 公園/年

（２）既存の開発公園の現状について

提供される開発公園の面積は 1 カ所 100～200 ㎡の狭小公園という都市が多く、「施設が限られ、利用されない」「施設の老朽化」や「日常管理の苦情」といった課題を抱えている。こうした 500 ㎡以下の狭小公園については、「公園の統廃合」や「機能分担」等が望まれており、実際に取り組んでいる都市もある。

・**開発公園の面積**：提供された開発公園の面積は、1 カ所 100～200 ㎡の狭小公園が多い。

・**500 ㎡以下の狭小公園の課題**：「施設が限られ、利用されない」「施設の老朽化」「日常管理上の苦情」など、多くの課題を抱えている。

・**望まれる開発公園の取り扱い**：狭小公園については「統廃合を図ることが望ましい」とする意見と「貴重なオープンスペースとして維持」とする意見がほぼ半々であった。「高齢者、児童向けなど機能分担を図る」「菜園利用、集会施設等多様な用途の導入」などの意見もある。いずれの取り扱いの場合も、実現にむけて様々な課題が指摘されている。「統廃合」や「機能分担」については実際に取り組んでいる都市もある。

（３）500 ㎡未満の開発公園の管理状況について

・**管理主体**：開発公園の管理主体は、ほとんど自治体の直営か委託である。指定管理者による管理は少ない。

・**地域住民団体の関わり**：開発公園の管理については住民団体が清掃や花壇作りなどの一部を担っている都市が多いが、「高齢化」が問題となっている。

（４）既存の開発公園の再整備・機能転換・統廃合の取り組み

約半数の都市は、開発公園について再整備等の必要性は感じているが、現在は検討していないとしている。今後取り組みが望ましいのは「狭小な開発公園の廃止・統合を行い、一定規模以上の公園として再整備する」という意見が多いが、実際に進めている都市はない。実際の取り組みとしては「長寿命化計画の一環として施設更新を進めている」都市がある。

（５）新たな開発公園に関する取り組みについて

新たな開発公園について、狭小公園が発生しないように「開発公園の提供の免除」や「地域の実情に応じた最低規模を定める」などの方策として実際に取り組んでいる都市がみられる。

望ましい取り組みとしては「公園の帰属を事業者や住民とし、管理体制の構築を条件として設置する仕組み」「開発公園提供に代わる負担金制度の仕組み」「公園提供の代わりに緑の確保やオープンスペース整備の仕組み」などを望む意見が比較的多い。

2. 都市公園等の再整備･機能転換･統廃合の取り組み事例

（１）都市公園等の再編整備の社会的・時代的背景

・各都市とも500㎡未満の街区公園が公園全体のかなりの割合を占めており、こうした小規模公園の存在が「維持管理費削減」措置の時代にあって、公園の維持保全を安定的に継続する状況が厳しくなっている。

・小規模街区公園の取得要因はその多くが、開発提供公園による傾向が強い。その上、こうした公園は、高度経済成長期を契機として開園した公園が多く、施設機能の単一化、施設の老朽化が顕著であり、施設の更新などが思うように進めることができないといった社会的背景がある。

・少子高齢化・人口減少時代の到来を受け、かつて児童のための公園として整備されてきた小規模公園の利用が極めて低く、社会的ニーズとの乖離がある。

・しかし一方で、身近に行ける公園（街区公園等）が不足する地域（公園未充足地）も存在しており、今後とも住区基幹公園による公園整備を進める、あるいは既存の公園の見直しによる利用活性化を図るといった措置は継続する必要がある。

・阪神淡路大震災、東日本大震災を契機として都市型大規模震災の発生確率の見直しなどが行われ、木造密集地域を抱える各都市にとって、利用率が低い小規模公園とはいえ防災機能の観点からその存在価値については一定の評価がなされており、小規模公園の再編整備に際しては、防災基準などを考慮した取り組みとする必要がある。

・都市公園法及び各都市の都市公園条例等において、都市公園の配置標準、配置基準は定められているところであるが、国の基準において住民一人当たりの敷地面積の標準は10㎡、当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は5㎡とあるように、本基準をすべての都市で満たしているわけではない。また、法第16条において「都市公園の保存」規定があるため、むやみな公園の改廃は制約がある。

・現在、全国的に実施されている「公園施設長寿命化計画」において措置される長寿命化対策事業が、公園施設の再整備に適応ができないといったこともあり、効果的・効率的な住区基幹公園における小規模公園の在り方を検討する必要性を感じている都市が多い。

（２）都市公園の再整備・機能転換・統廃合の取り組み事例

事例１	同一誘致圏の狭小公園について、施設更新する公園と広場等に転換する公園の機能分担を住民参加型で実施　（札幌市）

■「広場とみどり公園」事業（H27 年度終了、H28 年度から新たな事業スキームに移行）

・リフレッシュ事業（＊）を行う公園とそれに近接する同一の誘致圏にある公園のうち「広場とみどり公園」に簡易改修する公園を選定（1 年目）、ワークショップにより利用者の意見を聞きながら改修対象とプランを作成し、実施設計を作成（2 年目）、地域ごとに再整備、改修工事を行う（3 年目以降）事業として展開。

・一定のエリアで複数の公園の再整備をパッケージ化することにより、思い切った施設の削減も可能で、遊具の撤去等についても住民に受け入れられやすい。工事する側の負担減少、改修のペース、公園のメリハリがつくなどの利点もある。

（＊）リフレッシュ事業：　平成５年より取り組み。公園施設の老朽化、少子高齢化社会に対応するために、既存の公園をリフレッシュする事業。公園利用者の意見を取り入れるための市民参加型が特徴で、地元に密着した公園づくりに役立っている。

事例２	まちづくり協議会を中心とした小学校区単位での街区公園の再整備　（北九州市）

■「地域に役立つ公園づくり事業」

・既存の身近な公園の再整備について、ワークショップで地域住民の意見を聞き、ニーズを反映した公園整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指すもの。

・ワークショップは、まちづくり協議会等の地元組織を中心として小学校区単位で開催し、校区内にある複数の公園の再整備計画を策定する。

・計画段階から地域住民が参加することで、公園への愛着を高め、地域活動など公園利用の活性化につなげる。計画策定後は、翌年から概ね２ヵ年で再整備を行う。

事例３	条例により公園設置の例外規定として緑化協力基金制度を制定　（川崎市）

■「建築行為および開発行為に関する総合調整条例と緑化協力基金」

・施行規則第８条に、公園等の設置の例外について、対象事業区域の周辺の状況、対象事業区域における建築物の配置等を勘案して、6%以上の公園又は緑地を設ける必要がないと市長が認める場合と規則に定める。

・判断基準の一つとして、公園等整備指針という指針の中で対象事業区域から半径 250m以内に市の管理する公園があった場合については、緑化協力金という基金に協力するという条件をもって、公園を設置しなくてもよいという例外規定を設けた。

事例４	全公園を対象に公園総点検・再整備計画を策定、優先的に再整備する公園を選定し着手（福岡市）

■「福岡市公園総点検・再整備計画」

・所管の都市公園1,552箇所（H18年度末現在）の約4割が設置後30年を経過し、施設の老朽化や樹木の繁茂等により、利用上の安全性に課題のある公園が多くなっていた。市長が公園の再点検・整備を公約し、それを実施するため、H19年度に独自の公園再整備計画を策定し、これに基づきH20年度より再整備事業を実施している。

・全公園を対象に再整備（全面・部分）、補完整備、維持補修の全体方針をたて、平成 20 年度より 10 年間で優先的に整備する 150 公園を選定。5 年ごとに見直しの予定。

・再整備等の必要性、緊急性の評価にあたって、市内のすべての既設公園を総点検し、施設の老朽度や利用実態の調査を行うとともに、利用者の意向調査等をもとに、市民ニーズからのかい離の度合いを把握し、利用者の視点も含めて、公園のあり方を見直し、再整備計画を策定する。

事例５	既存公園の改修により個性と魅力ある公園づくりとともに、児童遊園を統廃合し街区公園に　（足立区）

■「あだち公園☆いきいきプラン」

・公園の整備だけでなく、すでにある公園の利用（管理運営）と再生（改修）の視点を加えて、「あだち公園☆いきいきプラン」を策定し、総合的にもっと楽しく、魅力的にする取り組みを進めていく。

・住区基幹公園の整備方針として、①「公園整備促進区域」、②「公園整備及び小公園の改良促進区域」、③「公園機能の適正配置区域」の 3 パターンいずれかを適用する区域を定め、公園再整備に関しては、②の区域はまちづくり事業にあわせ児童遊園の拡充・統廃合、転用等により広々とした公園を確保、③の区域は個々の公園の改修を通じ個性と魅力ある公園づくりを重視する区域としている。

・公園の管理・運営方針では、「防犯環境設計に基づく改修」「改修にあわせユニバーサルデザインに配慮」「改修を機に、機能分担を考慮した施設の更新・機能転換・撤去」「改修を機に、利用動向と管理費を考慮した主要施設の施設数を設定」と記載し、取り組んでいる。

・計画期間はH32 年までの 10 年間。

事例６	「公園区」を設定、リニューアルで機能の分担・特化を図り、公園・緑地を有効活用（武蔵野市）

■「公園・緑地リニューアル計画」

・公園・緑地のリニューアルの推進の方針および具体化の道筋を定めた「公園・緑地リニューアル計画」を策定（平成 22 年 5 月）。

・リニューアルに当たっては、個々の公園単体で行うのではなく、公園・緑地のまとまりの単位である「公園区」を設定し、設定された公園区のエリア内で機能の補完や公園間の機能調整等を考慮することにより体系的かつ効率的な公園事業展開をめざす。

・ねらいは以下の 3 点。

「今あるストックを有効活用し、公園・緑地の整備・維持の効率化を図る」

「利用者ニーズの変化に対応し、公園・緑地の機能・魅力の再生を図る」

「老朽化した公園・緑地のリニューアルを進め、安全・安心を確保する」

・短期目標 5 年後、中期目標 15 年後、長期目標 30 年後（2040 年）とし、各目標の累積実施数を記載。

・5～6 箇所／1 年、27～30 箇所／5 年のペースで進める。

（３）住区基幹公園の小規模公園等の再編整備の対応方針等

参考資料として、以下を提起した（報告書に掲載）。

・（参考資料１）住区基幹公園の小規模公園等の再編整備の対応方針（案）

・（参考資料２）住区基幹公園の小規模公園等の再整備のフロー（案）

・（参考資料３）公園評価のための項目整理（公園カルテの例示）（案）

Ⅱ．都市公園の維持管理に関わる体制・予算・業務内容に関する調査

1. 調査結果の概要

（１）維持管理の現状について

各都市における維持管理体制、人員、費用、対応、維持管理費用の細目と単位面積当たりの費用といった内容をはじめ、委託・直営の巡視・点検内容の具体的な対応について確認を行った。

また、小規模な公園の維持管理の委託・直営による管理状況や維持管理業務内容の具体的項目、積算基準等の扱いなど、幅広にアンケートを実施した。

① 各都市の維持管理の実態のまとめ

・技術職、事務職、技能職の割合は回答 65 都市平均で 4（技術職）：2.5（事務職）：3.5（技能職）割合で技術職の割合がやや高い。

・回答 65 都市にあって、出先の公園緑地事務所に人員を配置している都市は 24 都市、公園・街路等土木事務所に人員を配置している都市は 12 都市である。

・公園緑地の維持管理に関わる人員は多い都市で 61 人、少ない都市では職員 4 人という都市もあり都市間で開きがある。１都市平均では 20 数名で対応していることが把握された。

・技術職一人あたりが維持管理する公園数をみると、中核市、旧特例市は一人あたり 40～60 の公園を担当していることになり、対応する専門職の数が十分でないということが判明した。

表Ⅱ-1　都市公園の維持管理体制の職種別人数

項目	技術職（人）	事務職（人）	技能職（人）	合計人数
合計（65 都市）	621	369	508	1498
1 都市あたりの平均人数	9.6	5.7	7.8	23.0
職務割合	41%	25%	34%	
中核市平均	9.2(45%)	5.0(25%)	6.3(31%)	20.5
旧特例市平均	6.7(34%)	6.5(33%)	6.4(33%)	19.5
23 区平均	15.5(44%)	5.8(17%)	13.6(39%)	35.0

表Ⅱ-2　本庁組織、公園緑地事務所、土木事務所等別

都市種類	本庁組織		公園緑地系出先		公園と街路樹の出先	
（）は回答都市数	都市数	人数計（割合）	都市数	人数計（割合）	都市数	人数計（割合）
中核市(26)	24	371(70%)	8	58(11%)	7	104(20%)
旧特例市(25)	25	332(68%)	10	114(24%)	2	39(8%)
県庁所在地(1)	1	4	－	－	1	18
東京 23 区(13)	10	249(55%)	7	162(36%)	2	44(10%)
合計（割合）	60	956（64%）	25	334（22%）	12	205（14%）

表Ⅱ-3　技術職一人あたりが管理する公園数

都市種類 （）は回答都市数	１都市平均の公園箇所数	技術職の１都市平均人数	技術職１人あたり管理する公園数
回答都市平均（65）	377 公園	9.6 人	39.3 公園/人
中核市平均(26)	531 公園	9.2 人	57.7 公園/人
旧特例市平均(25)	272 公園	6.7 人	40.6 公園/人
東京 23 区(13)	265 公園	15.5 人	17.1 公園/人

※県庁所在地は１事例のため表から除く

・こうした中にあって、維持管理費用のシーリングによる予算削減が進んでいるが回答 65 都市中 35 都市、人員削減等が進んでいるが 22 都市にのぼり、公園の日常的な維持管理の質的低下、公園管理技術ノウハウの低下といったことが課題となっている。
・政令指定都市に比べると指定管理者導入による人員削減などが課題となっている都市は 6 都市と少ない。
・維持管理費の削減による問題点として、「労務単価の上昇もあり、正規の維持管理ができない」「剪定・草刈りの回数等を減らすことで対応しているが、苦情も多くなっている」「施設老朽化、樹木の高木化などによる対応に追われ、補修作業が次年度に繰り越される公園が年々増加」など、公園の一定の質を保てない状況が年々進んでいる。
・組織変更、人員削減、労務職員の削減などにより、委託管理が進みつつある。
・業務委託による弊害としては、きめの細かい技術対応ができない、削減される費用での委託方式の検討が求められるといった意見も出ている。
・上記の管理の体制、課題とあわせ、各都市の公園箇所数、平均公園面積、平均維持管理費についてもアンケートを実施した。回答都市の１都市あたりの平均公園箇所数は 377 公園/都市、平均公園面積は 343ha/都市、平均維持管理費は 6.9 億円/都市、1 ㎡あたりの維持管理費の平均は 202 円/㎡であった。
・都市区分別では、中核市平均（26 都市）が 124 円/㎡と少なく、旧特例市平均（26 都市）は 190 円/㎡。東京 23 区の平均は 799 円/㎡と高い。

表Ⅱ-4　平成 26 年度の維持管理費合計（66 都市平均＊）

	公園個所数	公園面積（㎡）	維持管理費合計（千円）	㎡単価（円/㎡）	備考
合計（66 都市）	24,905	226,266,949	45,652,882		
１都市平均（66 都市）	377	3,428,287	691,710	202＊	＊維持管理合計/合計面積
中核市平均（26 都市）	531	5,747,710	711,050	124	
旧特例市平均（26 都市）	272	2,063,782	391,933	190	
県庁所在地（1 都市）	593	2,121,000	151,900	72	
東京 23 区平均（13 都市）	265	1,619,012	1,294,111	799	

＊維持管理決算書のみ回答都市を含む

・中核市・旧特例市の㎡あたりの維持管理費はいずれの都市も厳しい状況となっており、200 円未満/㎡の都市が約半数あることが判明した。

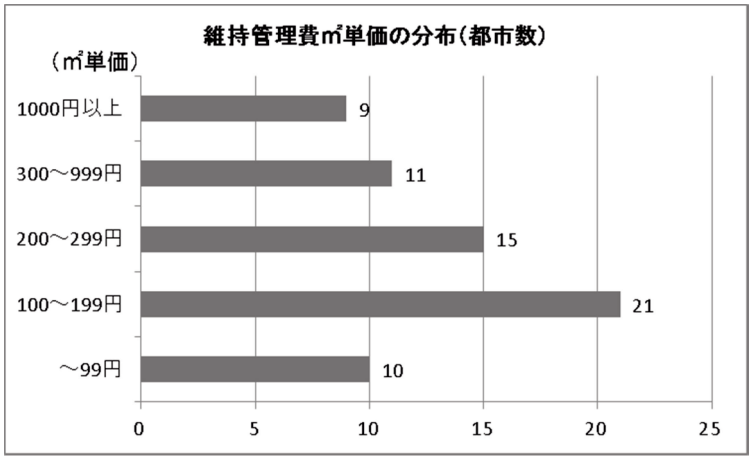

図Ⅱ-1　維持管理費㎡単価の分布（都市数）

・直営・指定管理者による巡視点検を実施している都市は回答 65 都市中 54 都市とほとんどの都市で自らの巡視点検を実施している。委託による巡視を実施している都市も 22 都市と回答都市の 3 割に上り、直営・指定管理者と併用した巡視点検体制をとっている状況もある。

・委託による点検として、一般点検、専門点検、遊具点検等を実施。一般点検は、公園設備の法定点検のほか、公園施設の点検、清掃、維持補修、放置物等の処理などとなっている。専門点検は上記の公園設備の法定点検、樹木医による樹木診断があげられている。遊具点検は遊具メーカーに点検を委託している都市が大半である。

② 小規模な公園の維持管理の委託・直営による管理状況や維持管理業務内容の具体的項目、積算基準等の扱いについて

・身近な公園である小規模公園の維持管理の状況としては、委託または工事による維持管理を実施しているが回答 65 都市中 46 都市と 7 割にのぼっている。

・委託・工事発注項目としては剪定が最も多いが、刈込、芝刈り、除草をはじめ多岐にわたる業務を行っている。

・維持管理業務の積算については、独自基準、見積もり単価、市場単価、市販の積算基準等を組み合わせて使用しており、ある程度の統一基準に基づく積算基準の必要性を感じている都市は 12 都市、感じていない都市が 46 都市と開きがある。

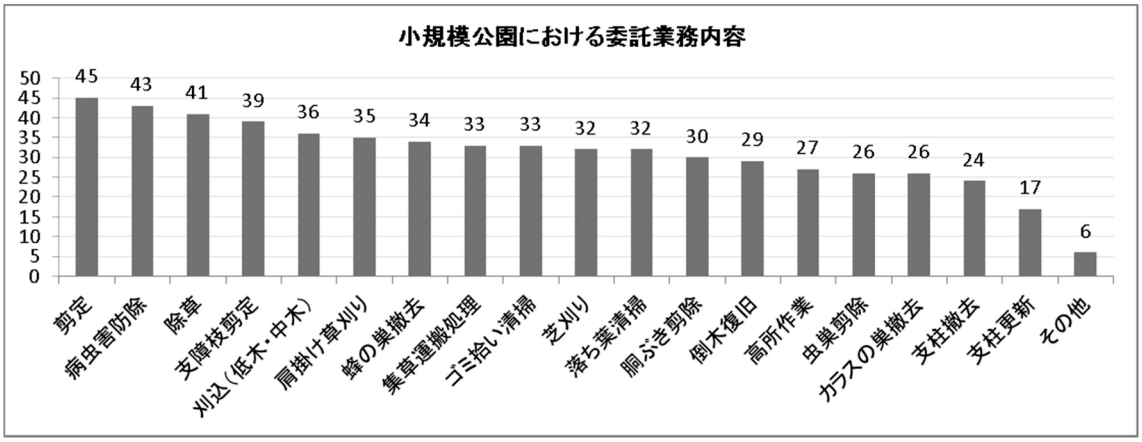

図Ⅱ-2　小規模公園における委託業務内容

（２）公園施設長寿命化計画における健全度調査と維持管理への対応

・公園施設長寿命化計画の取り組み状況は、回答 65 都市中ほぼ 7 割に達し策定中も含めると 8 割となっている。健全度判定により、公園施設数の把握ができたことや、今後予算獲得資料とすることができたといった評価や、調査費用、内容のばらつきなどに対する指摘もでている。

（３）公園・街路樹の老木・腐朽木管理への対応

・整備から 30 年以上経過した公園が増えている。また、街路樹の大径木化により様々な問題をはらんでいると考えられる。こうした想定のもと各都市に公園・街路樹等の老木・腐朽木管理への対応についてのアンケートを実施した。

・老木、腐朽木の樹木診断を実施した都市は回答 65 都市中 23 都市、今後必要になると予想される 17 都市を合わせると 40 都市、半数以上の都市に上っている。

・こうした老木・腐朽木の管理として直営管理が 19 都市、業務委託しているが 27 都市、指定管理者によるとしているが 12 都市で、何らかの対応がなされている状況が把握できる。具体的な判定基準については、今回のアンケート対象項目とはしていないが、樹木診断の結果、伐採措置を取るケースが多くみられる。また、樹木カルテを作成し、剪定・伐採の検討を行うなどの対応を取っている都市も見受けられる。

・街路樹に関しては、29 都市、約半数の都市で公園部局が管理を行っている。樹木診断などの実績は、19 都市と街路樹管理を行っている都市の 3 分の 2 が実施。

・街路樹は市民生活に密接につながっていることから、多くの都市で苦情が多い。巨木化による維持管理の増大、交通障害、落葉対応、ムクドリなどの営巣による被害、害虫等の発生とその内容は多岐にわたっている。

・老木化した街路樹の更新のための対応はまだ少なく、数都市に限定されている。

2. 望まれる今後の対応

（１）アンケート調査まとめから想定される都市公園等の維持管理、公園・街路樹等の老木・腐朽木管理に望まれる項目整理

維持管理費の削減、組織体制の見直しに伴う人員削減と開発に伴う狭小公園の増加など、今後公園行政、特に管理に関わる措置が年々厳しくなっている。

中核市、旧特例市では、こうした状況と併せて、人口減少や少子高齢化の進展が顕著であり（平成 26 年度調査での回答より）、既存公園施設と公園利用ニーズのかい離といった状況も進んでいる。

公園の維持管理、老木・腐朽木管理に対し、今後検討しておくことが望ましい項目として、以下に整理する。

項目１	公園施設の総量の抑制を図り、維持管理のかからない公園と利用促進を図る公園の選別

・公園の維持管理を抑制するためには、その対象となる公園施設の総量を把握し、適正な管理対象数にしていくといった措置が必要となる。

・調査Ｉの事例紹介で取り上げた札幌市「広場とみどり公園」事業（H27 年度終了）による公園施設の抑制策などが参考となる。

・また、公園施設長寿命化計画の策定に当たり、最も維持管理がかかっている施設の洗い出しなど精査し、維持管理費のかからない施設への転換を図るといった措置が今後必要となる。

項目２	施設点検マニュアル、公園安全管理要領等の整備

・公園施設の適正な点検を実施し、安全管理を重視した対応が求められる。そのためには公園施設点検の確実な実施とその後の適正な措置を行うためのマニュアル等の整備が必要となる。

・大阪市では、公園施設の日常点検として「公園施設安全管理要領（改訂版）（平成２６年４月）」により、公園施設点検措置フロー、不具合発見時の対応フロー、定期点検報告フロー、公園日常巡視点検カード、定期点検結果集計表等を整備している。

項目整理	公園における施設維持管理のための対応の整理について

・都市公園は、各種公園施設、植栽、公園施設に関連する設備といった多様かつ小規模施設が点在しているという特性を持っている。

・こうした公園施設全般に対する、維持管理のための対応方針といったものは、体系化されたものが少ない。

・こうした事情を鑑み、維持管理のための対応方針についての項目整理（案）、および街路樹管理のための対応方針についての項目整理（案）を提示した（報告書に掲載）。

項目３	身近な公園における樹木の取り扱いについて

・都市公園の公園種別にあって、最も数量が多いのが、身近な公園としての街区公園である。こうした街区公園の苦情として最も多いものの一つが樹木に関する苦情である。

・整備・開園から 30 年を経過した公園も多く、整備当時、完成形をイメージして整備した公園の樹木は、今では多くのものが大径木化、巨木化していたり、公園境界を越境し道路や隣接民地へ影響を及ぼす事例が多くみられるようになっている。

・身近な公園における植栽樹木の移植、伐採、剪定、更新といった対応を判断するための方針フローとして札幌市が作成している例が参考となる。

項目４	身近な公園等における危険木判定フロー及び植栽維持管理方針検討のためのフローについて

・札幌市では、上記身近な公園における樹木の取り扱い方針において、危険木の取り扱いとしてのフロー及び、危険木判定フロー、判定手順、危険木判定表、危険木診断票などが整備されている。

・また、東京都公園協会が主催する樹木点検員制度がある。

・参考資料として、身近な公園における植栽管理方針検討のためのフローを整理した案について例示的に提示した（報告書に掲載）。